

計画調書作成要領(ブロック塀等安全対策事業)

1. 申請の単位

原則、申請は学校法人及び準学校法人（以下、「学校法人等」という。）の設置する専修学校単位で行うものとする。

なお、同一建物や同一敷地等を複数の学校で利用している場合は、工事予定のブロック塀等の位置を示した配置図（様式自由）に各学校の建物や敷地の利用状況が分かるように明示し、ブロック塀等の位置関係や構内の利用実態に応じて学校ごとに経費を按分して申請すること。

2. 補助対象経費等

(1) 補助対象経費

学校施設におけるブロック塀等（※）の外観に基づく点検や内部の点検の結果、安全性に問題があるとされたブロック塀等の安全対策に必要な経費（別表）であって、次の

(a) 又は (b) の要件を備えているブロック塀等に係る経費とする。なお、工事費は再設置、改修を行うブロック塀等の長さ (m) に 80,000 円を乗じた金額を上限とする。

※ ブロック塀等とは、学校敷地内に設置されている、組積造（※）又は補強コンクリートブロック等の塀をいう。

※ 組積造とは、レンガ・石等をモルタルで積み上げた構造をいう。

【要件】

次の (a) 又は (b) のブロック塀等の安全対策工事。

(a) 既存不適格のブロック塀等

設置当時は建築基準法の基準に適合していたが、建築基準法の改正で、以下の事項が「既存不適格」（別添参考資料「ブロック塀等に係る建築基準法施行令の主な改正経過」（参照））となったブロック塀等に係る安全対策。

- ・高さ
- ・厚さ
- ・控え壁
- ・鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況
- ・鉄筋のピッチ及び定着状況
- ・基礎の寝入れ深さ

(b) 老朽化により亀裂や傾斜、ぐらつき等の劣化等の劣化損傷が生じているブロック塀等

※劣化損傷が生じているブロック塀等の安全対策工事は、劣化損傷部分の改修等を行う工事に係る必要最小限の範囲を補助対象とする。

(2) 補助対象事業経費の下限額は設定しないものとする。

(3) 補助対象実施設計費は補助対象工事に係る設計費とする。

(4) 完成年度を超えている専修学校であること。

3. 補助対象外経費

- (1) 別表に掲げる以外の経費
- (2) 再設置を伴わないブロック塀等の撤去部分に要する経費
- (3) 他の国庫補助を受ける事業に係る経費
- (4) 主として生徒以外の者の利用に供する施設（事務局、病院施設、理事長室等）を区分するために設置されたブロック塀等の安全対策に要する経費
- (5) 基本設計及び工事の監理に係る経費
- (6) 設置当時の建築基準法に適合していないブロック塀等の安全対策に要する経費
- (7) 安全対策が必要なブロック塀等の長さ以上のブロック塀の再設置に要する経費

4. 補助率

- (1) 専修学校専門課程
ブロック塀等工事（実施設計費を含む。）及び点検調査に要する経費の合計の2分の1以内
- (2) 専修学校高等課程
ブロック塀等工事（実施設計費を含む。）及び点検調査に要する経費の合計の3分の1以内

5. 交付内定前の事業着手承認申請書

交付内定前に事業を着手（契約を締結）する場合は、平成18年3月16日付け17高私助第37号通知に基づき事前着手承認申請書を提出し、文部科学大臣の承認を得ること。

6. 提出資料の作成方法について

- (1) 提出資料について（単体整備を行う場合）
 - ①チェック表
 - ②計画調書（様式6-1）
 - ③実施設計費・工事費内訳（様式6-2）
 - ④教員・生徒数調書（様式6-3）
 - ⑤見積書整理表（共通様式）
 - ⑥工事等の説明一覧（共通様式）
 - ⑦採択理由書（共通様式）及び工事費、点検調査費及び実施設計費にかかる入札の分かる書類又は見積書
 - ⑧工事予定のブロック塀等の位置を示した配置図（様式自由）、構造が分かる図面（仕様等）（※）及び現況写真
※撤去前・再設置後、又は改修前・改修後で比較できるもの
 - ⑨平成30年度資金収支予算書、平成27年度から平成29年度における資金収支決算書（共通様式）、貸借対照表及び監事監査報告書の写し
 - ⑩学則
- ※ 原則A4版で作成の上、ファイルに綴り、各様式別にインデックスを付すこと。

配置図について、文字が判読しづらくなる場合は、A3版で作成しても差し支えない。

また、ファイルの表紙・背表紙には、補助金名、都道府県名、学校法人名、学校名を記入すること。

(2) 専門課程と高等課程等を有する建物について

同一の敷地の中に専門課程、高等課程及び一般課程等（学校以外の施設を含む）を有する場合、各課程における敷地の利用実態等を勘案し、合理的な方法で工事費を按分すること。又、按分を行った場合は、その計算過程を資料（様式任意）として添付すること。

複数課程による申請の場合、様式を課程ごとに作成する必要があるため、計画調書の順番は、次の例のとおりとする。

(例) ブロック塀等安全対策工事の複数課程による申請の例

- ① チェック表
- ② 計画調書（様式6-1）【専門課程】
- ③ 実施設計費・工事費内訳（様式6-2）【専門課程】
- ④ 計画調書（様式6-1）【高等課程】
- ⑤ 実施設計費・工事費内訳（様式6-2）【高等課程】
- ⑥ 教員・生徒数調書（様式6-3）
- ⑦ 経費按分に関する資料
- ⑧ 見積書整理表（共通様式）
- ⑨ 工事等の説明一覧（共通様式）
- ⑩ 採択理由書（共通様式）（点検調査経費）
- ⑪ 点検調査に係る見積書
- ⑫ 採択理由書（共通様式）（工事費）
- ⑬ 工事に係る見積書
- ⑭ 工事予定のブロック塀等の位置を示した配置図（様式自由）、構造が分かる図面（仕様等）（※）及び現況写真
- ⑮ 平成30年度資金収支予算書、平成27年度から平成29年度における資金収支決算書
- ⑯ 貸借対照表及び監事監査報告書の写し
- ⑰ 学則

補助対象外の場合は省略

(3) 提出資料作成の際の留意事項

- ① 計画調書（様式6-1）

- ア. 「都道府県名」欄は、専修学校の所在する都道府県名を記入すること
- イ. 「法人番号」欄には、法人番号を記入すること。「法人番号」は下記ホームページにて確認することができるので必要に応じて参考にする。

参考 URL : <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

- ウ. 「事業名」欄は、事業内容が分かる事業名とするとともに、簡潔な名称にすること。なお、専門課程と高等課程等を有し、課程ごとに按分する場合、本様式は課程ごとに別葉で作成すること。その際、事業名称は「〇〇事業（専門課程）」、「〇〇事業（高等課程）」等の表記で区分すること。なお、合理的な按分方法で算出した経費の計算過程が分かる資料（様式自由）をあわせて作成・提出すること。
- エ. 「事前着手承認申請」欄は、当該工事について「交付内定前の事業着手承認申請書」を提出している場合は、プルダウンから「申請済」を選択すること。
- オ. 「1. ブロック塀等の現状」

(A) 学校全体のブロック塀等について①, ②の全長, (B) 安全対策が必要なブロック塀等について④, ⑤の全長を記入すること（少数点第1位未満切り捨て）。③には④と⑤の合計の全長が示される。

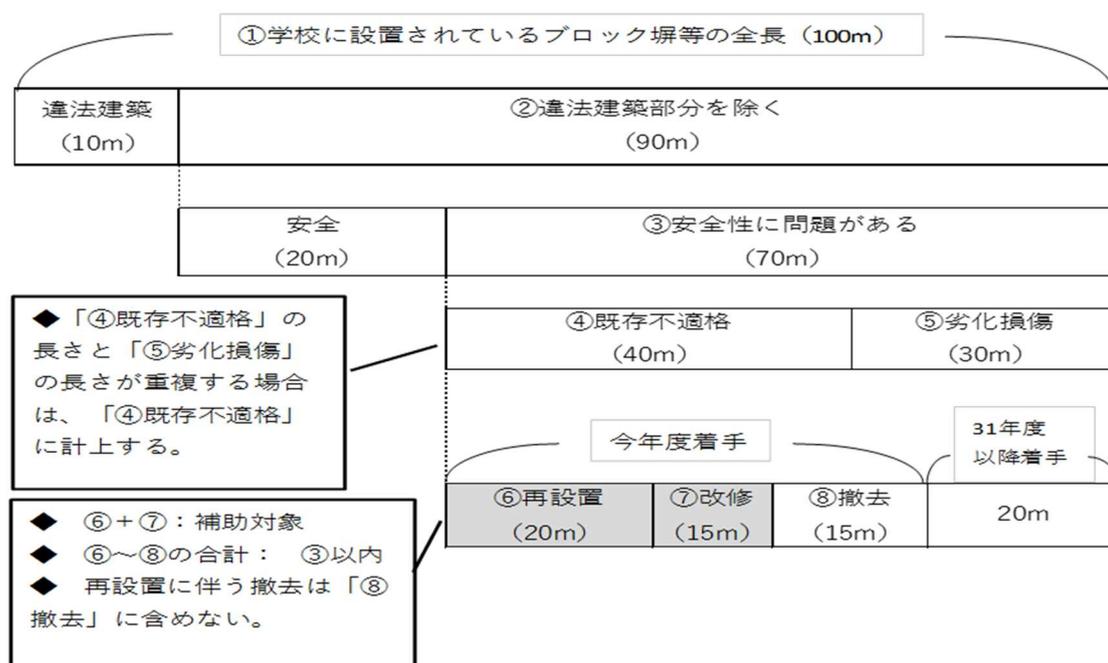
1つの学校に複数のブロック塀等が設置されている場合、学校に設置されている全てのブロック塀等の合計の長さを記入すること。また、同一建物や同一敷地等を複数の課程、学校で利用している場合は、ブロック塀等の位置関係や構内の利用実態に応じて課程又は学校ごとに計上すること。

- カ. 「2. ブロック塀等の安全対策」

安全対策を実施するブロック塀等について、安全対策の方法（⑥再設置, ⑦改修, ⑧撤去）ごとにブロック塀等の長さを記入すること。ブロック塀等の再設置に伴う撤去は⑧撤去に含めないこと。

- ・「再設置」とは、元々有しているブロック塀等を撤去後、同じ場所に新しく設置すること。
- ・「改修」とは、ブロック塀等の撤去を伴わず、補修や控え壁の設置等を行うこと。

(イメージ図)



以下の経費について記入すること。

「工事費」：「⑭総工事費」は施行業者の見積書の金額及び様式6-2の「本事業に係る工事費」と一致させること。

「⑮ ⑭のうち、補助対象工事費」は様式6-2の「補助対象工事費」と一致させること。

「⑯補助対象上限工事費」は「⑥再設置」と「⑦改修」の長さの合計に80,000円を乗じた金額が示される。

「⑰補助算定上の工事費」は⑮と⑯のうちいずれか小さいほうの金額が示される。

「点検調査費」：「⑱点検調査費」は点検業者の見積書の金額及び様式6-2の「点検調査費」と一致させること。

「⑲ ⑱のうち補助対象点検調査費」は様式6-2の「補助対象点検調査費」と一致させること。

※点検調査費については、別表を参照すること。

「実施設計費」：「⑳実施設計費」は設計業者の見積書の金額及び様式6-2の「実施設計費」と一致させること。

「㉑ ㉑のうち、補助対象実施設計費」は様式6-2の「補助対象実施設計費」と一致させること。

「㉒補助対象事業経費」は⑰, ⑲, ㉑の合計額が示される。

キ. 他の補助金の交付を受けて実施した点検調査経費や交付決定年度までに支払い済

の実施設計経費等、予め係る経費の全額が補助対象外であることが明白な場合は、計画調書への記載及び関係書類の提出を省略すること。

②工事費・点検調査費・実施設計費の内訳（様式6-2）

ア. 様式6-1の事業経費の内訳を項目ごとに記入すること。様式には、按分や補助対象外による経費についても記入すること。入札金額との整合性を取れる形で作成すること。なお、消費税については、適宜按分し、分かりやすく記入すること。

イ. 「工事明細」欄は、工事の具体的な費目について記入すること。

ウ. 「内容」欄には、工事明細の具体的な内容を記入すること。

エ. 「数量」欄には、施工面積・幅・長さや購入数量が明らかな場合は、「一式」ではなく、単位とともに記入すること。

オ. 様式の欄が不足する場合や、様式では記載し難い場合は、欄を広げるか、又は適宜別紙（様式任意）に記入することとし、1枚に収めるために省略することのないようにすること。

カ. 専門課程と高等課程等を有する建物について、課程ごとに工事費等を按分する場合は、課程ごとに本様式を作成すること。その際、一方の課程は補助対象に、その他の課程等は補助対象外に計上することとし、小計、合計額は見積書と一致させること。

また、「金額」欄は、円単位で記入することとし、1円未満の端数は、四捨五入せず切り捨てること。その際、合計額と一致しない場合は、「端数」として補助対象外に計上すること。

③見積書整理表（共通様式）

採択見積書の補助対象経費と補助対象外経費を整理し、白色セルに記入をし、補助対象経費のみに付番をした上で提出すること。記入については様式エクセルファイル内の別シートにある入力例を参考にすること。

※ 本資料において付した番号を、「様式6-2」、工事等の説明一覧」、「配置図」の対応箇所に付番すること。

④工事等の説明一覧（共通様式）

上記「見積書整理表」に付した番号と対応するよう付番し、項目別（項目分けは任意）に「各工事（品目）におけるブロック塀等の安全対策との関連性」を説明すること。なお、項目中に申請数量が2以上となるものを含む場合、数量の根拠を確認することがあるため、あらかじめ説明を記載しておくことが望ましい。

⑤採択理由書（共通様式）（点検調査費、実施設計費及び工事費にかかる入札の内容がわかる書類又は見積書）

ア. 原則、入札又は3社以上の業者による見積り合わせ等によることとし、入札の内

容がわかる書類（工事費内訳明細書等の工事内容等の詳細がわかる書類を含む）又は3社以上の見積書及び採択理由書を提出すること。

- イ. 特殊事情により、3社以上の見積書が提出できない場合は、その理由を採択理由書に記入すること。
- ウ. 見積書が写しの場合は、理事長が原本証明をすること。
- エ. 採択した見積書には、用紙の右上に「採択」と朱書きし、不採択の見積書には、用紙の右上に「不採択」と黒字で記載すること。
- オ. 補助事業が補助対象と対象外にわかれる場合は、見積書の写し等の補助対象にマーカー等を用いて「補助対象」部分をわかりやすくすること。
- カ. 施工業者・設計業者・点検調査業者等、契約業者が複数に分かれる場合は、それぞれ別葉で作成すること。
- キ. 施工業者等が複数にわたる場合はそれぞれ別葉で作成し、それぞれの「採択業者」の見積金額の合計を以下のように一致させること。

※見積金額と一致させる金額

- ・施工業者の採択業者見積金額：様式6-1の「⑭総工事費」
 - ・点検業者の採択業者見積金額：様式6-1の「⑱点検調査費」
 - ・設計業者の採択業者見積金額：様式6-1の「㉔実施設計費」
- ク. 「見積金額」欄の金額と見積書の金額は一致させること（按分後の金額や補助対象額の金額ではない。）。なお、見積書に記載の総額において、税込価格と税抜価格が混在している場合は、いずれかの表示方法に統一すること。
 - ケ. 「業者選定後に金額が変更した理由」欄は、出精値引等により採択業者の選定後に金額が変更した場合に、変更前後の金額及び変更理由を記載すること。
 - コ. 補助金の効果的配分を推進する観点から、価格の妥当性等を十分に勘案し、補助対象事業経費が適正かどうかを判断するので、計画の策定に当たっては特に留意すること。
 - サ. 「業者採択理由」欄には、入札の状況、3社以上の工事内容等を比較した結果等を具体的に明示すること。また、入札に参加した業者の選定理由についても記入すること。

⑥平成30年度資金収支予算書、平成27年度から平成29年度における資金収支決算書（共通様式）、貸借対照表及び監事監査報告書の写し

- ア. 提出期限までに理事会等で決定していない場合は、その時点における案を作成すること。（決定次第、必ず正式なものを早急に提出すること。）
- イ. 資金収支予算書、資金収支決算書（共通様式）の件名は、「平成30年度資金収支予算書」、「平成29年度資金収支決算書」等、適宜変更すること。
- ウ. 資金収支決算書、貸借対照表及び監事監査報告書の写しは過去3年度分（平成27年度から平成29年度分）を提出すること。

⑦工事予定のブロック塀等の位置を示した配置図（様式自由）、構造が分かる図面（仕様等）（※）及び現況写真

ア. 配置図については、学校の敷地全体が分かり、かつ工事予定範囲が分かる簡単な図面とすること。また、図示する際には補助対象経費との対応関係がすぐ分かるようそれぞれに「見積書整理表」に付した番号と対応するよう付番すること。

なお、同一建物や同一敷地等を複数の学校・課程で利用している場合は、各学校・課程の建物や敷地の利用状況について、マーカー等を用いて分かりやすく明示すること。

イ. 構造が分かる図面（仕様等）については、「撤去前」と「再設置」、又は「改修前」と「改修後」の両方の図面が必要となりますので御注意ください。

ウ. 現況写真については、工事を予定しているブロック塀等（撤去又は改修前のもの）の写真を提出願います。

⑦その他

ア. 様式の記入にあたっては、「（参考）様式6-1・（参考）様式6-2」を参照すること。

イ. 提出する資料は必要なものに限ること。（学校のパンフレットは不要）

ウ. 見積書、カタログ、配置等の添付資料について、上記③の見積書整理表において付した番号と同一の番号を付し、対応関係がわかるようにすること。

7. 資料提出の方法について

① 紙提出に加え、以下の資料については電子媒体でも提出すること。

「様式6-1」、「様式6-2」、「見積書整理表」、「工事等の説明一覧」、
「資金収支予算書（決算書）」

② 電子媒体の提出については、PDF化をせず、エクセル形式のままで提出をすること。

③ 提出の際は、1つのフォルダにまとめてフォルダ名を「【法人名・学校名】事業名」とすること。

（例）【A法人・B学校】●●ブロック塀等改修工事

(別表)

経費区分	内容
点検調査費	本事業の対象となるブロック塀等に係る点検調査(※)に係る経費を対象とする。ただし、学校関係者による自主的な点検に要する経費(人件費、備品購入経費等)については、対象外とする。 ※点検調査:平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている調査項目のうち、上記【要件】(a)、(b)に掲げる事項に係る外観に基づく点検及び内部の点検
実施設計費	補助対象工事の施工範囲に係る実施設計費とする、なお、基本設計費及び監理費は補助対象外。
工事費	ブロック塀等の改修、撤去、再設置に係る経費を対象とする。なお、再設置を伴わないブロック塀等の撤去部分は補助対象外。